

## 令和6年第6回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月10日(月) 午前9時30分  
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室  
3 議案 別添のとおり  
4 出席委員

|     |       |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 水野 一男 | 2番  | 檜山 眞弓 | 3番  | 青山 政弘 |
| 4番  | 飯田 士朗 | 5番  | 大曾根 栄 | 6番  | 鈴木 久夫 |
| 7番  | 助川 操  | 8番  | 福田 和一 | 9番  | 宮田 幸男 |
| 10番 | 石崎 甲一 | 11番 | 佐川 茂  | 12番 | 峯島 勝則 |
| 13番 | 内田 和幸 | 14番 | 海野 浩行 | 15番 | 綿引 桂太 |
| 16番 | 大森 龍一 | 17番 | 會澤 留美 | 18番 | 鈴木 洋  |
| 19番 | 根本 衛  |     |       |     |       |

- 5 欠席委員

- 6 議事録署名人 7番 助川 操 委員  
8番 福田 和一 委員

議長 ただ今より、令和6年第6回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は全員が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 7番 助川 操 委員  
8番 福田 和一 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。  
本日の議案は、議案第1号から第5号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。  
事務局の説明を求めます。

事務局 ( 議案第1号の説明 )

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　ただ今、説明のありました8件について、ご意見をお伺いします。

議 長 　ご意見がないようですので、議案第1号についてすべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件については、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 　（ 議案第2号の説明 ）

議 長 　ただ今、説明のありました2件について、ご意見をお伺いします。

6番 　諮問番号1番ですが、転用理由に始末書添付とありますが、なぜ始末書添付ですか。

事務局 　自宅の隣の農地に農業用倉庫があるため、始末書添付となっております。また、母屋については、農家住宅でない要件で建てていますので、今回新規に農家住宅として要件を取得するものです。

議 長 　ほかにごぎいませんか。なければ、議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員ですので、議案第2号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満の案件は、当委員会で可否の決定をし、30アール以上の案件については、当委員会で可否の決定をしたのち、後日行われる常設審議委員会に諮問するものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 ( 議案第3号の説明 )

議長 ただ今、説明のありました9件について、ご意見をお伺いします。

12番 諮問番号1番の転用計画が専用住宅とありますが、これは何でしょうか。

事務局 申請地の奥に宅地があり、そこへの進入路のみの転用です。  
自己用住宅は、本人の要件で転用の許可になるので、将来売買する場合には許可が必要となりますが、専用住宅であれば許可なく売買が可能となります。

4番 専用住宅でなく、専用道路という言葉は使えないのか。

事務局 奥にある宅地のための進入路であり一体で宅地となるため、専用住宅となります。

12番 譲受理由では、面積87㎡の土地に住宅を建築するような文章になっているが、おかしくはないのか。

事務局 奥の宅地に住宅を建築するにあたり、進入路として取得したいという理由です。

14番 隣に道があるように見えるが、私道で通れないのか。

事務局 位置図には道路のようになっていますが、公図には道路はありません。

14番 家を建てる予定の場所は、宅地になっているのか。

事務局 もともと宅地になっています。

議長 ほかになければ、9件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第4号と第5号につきましては、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、3件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、6件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。  
再開は10時5分からとします。

( 休 憩 )

議 長 再開いたします。

議案第4号は、農業委員会による農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局 ( 議案第4号の説明 )

議 長 ただ今、説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

議 長 ご意見がないようですので、議案第4号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員ですので、議案第4号について、承認することと決定いたします。

議 長 議案第5号 農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について、農政課より説明を求めます。

農政課 ( 議案第5号の説明 )

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

( 「なし」と呼ぶ声あり )

議 長 承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

議 長 挙手全員でありますので、議案第5号については、すべて承認することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして、令和6年第6回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時20分